

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	福祉医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、福祉医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

みよし市長

## 公表日

令和5年9月29日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	福祉医療費支給に関する事務
②事務の概要	<p>みよし市福祉医療費支給条例及びみよし市福祉医療費支給条例施行規則に基づき、同条例・規則で定める子ども医療費、障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び後期高齢者福祉医療費の支給対象者に対して、福祉医療費を支給する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉医療費受給資格認定申請の受付、審査及び認定を行う。</li> <li>②各種申請又は届出の受付、審査を行う。</li> <li>③医療費の支給申請の受付、審査及び支給を行う。</li> </ul>
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー

### 2. 特定個人情報ファイル名

福祉医療費支給情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第2項、みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項
--------	--

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ul>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第9号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務」となっている項 (9,65の項)</li> <li>主務省令(番号法別表第2関係)第8,36条</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項 (74の項)</li> <li>主務省令(番号法別表第2関係)第40条</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項 (94の項)</li> <li>主務省令(番号法別表第2関係)第47条</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項 (108の項)</li> <li>主務省令(番号法別表第2関係)第55条</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項 (109の項)</li> <li>主務省令(番号法別表第2関係)第55条の2</li> </ul> <p>みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項 別表第2の1,2,6,7の項</p> <p>みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則 第1条、第2条、第6条、第7条</p>

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長

### 6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
------------------------	---

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉部保険健康課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		令和5年9月29日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和5年9月29日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

麥更箇所